

**横浜市建築基準条例**  
**建築基準法第43条第3項の規定に基づく敷地と道路との関係に関する条例の許可基準**

**<趣旨>**

建築基準法（以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号の規定による許可を必要とする建築物は、その用途・規模等によって法第43条第3項の規定に基づく敷地と道路との関係に関する条例の許可をあわせて必要とする場合があります。その際の条例の許可の対象となる建築物と条文別の取扱いを以下のとおり定めます。

**<条例の許可の対象となる建築物>**

条例の許可に関する規定		
次に掲げる建築物で、空地等（当該条文に規定する道路と同等のものに限る）に、当該条文に規定する接道長以上接するものを対象とする。なお、法第43条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号の規定による許可が必要な場合は、当該認定又は許可の対象となるものに限る。		
法第43条第2項第2号許可基準タイプ	1	広場等に接する敷地に建築する建築物
	2	公的機関等が管理する幅員4m以上の道に接する敷地に建築する建築物
	3-1	(平成15年1月1日に削除)
	3-2	都市計画法第37条の規定に基づく制限解除を受けた建築物、土地区画整理法第76条の規定に基づく許可を受けた建築物その他これらに類するもの
	3-3	平成11年5月1日において現に存在する路線型の道等に接する敷地に建築する建築物【条例第4条の2第1項、第5条第1項のうち床面積200㎡以下のもの、又は条例第47条第1項のうち建築物（法第43条第2項第2号の許可に関する建築審査会包括同意基準3-3の対象となるものに限る。）に付属する車庫で床面積150㎡以下のものに対する適用に限る。】

**<敷地と道路との関係に関する条文別の取扱い>**

条例条文		法第43条第2項第2号許可基準タイプ					許可条文
		1	2	3-1	3-2	3-3	
第4条の2	第1項	○	○		○	○	第4条の2 第3項
	第2項	○	○		○	×	
第5条 第1項	$100\text{ m}^2 < A \leq 200\text{ m}^2$	○	○		○	○	第5条第5項
	$200\text{ m}^2 < A \leq 500\text{ m}^2$	○	○		○	×	
	$A > 500\text{ m}^2$	○	○		○	×	
第24条	第1項	○	○		○	×	第24条第3項
第29条	第1項	○	○		○	×	第29条第4項
第47条 第1項	$50\text{ m}^2 < A \leq 150\text{ m}^2$ (3-3対象建築物に 付属する車庫に限る。)	○	○		○	○	第48条の2
	上記以外	○	○		○	×	
第52条	第1項	○	○		○	×	第52条第4項
	第2項	○	○		○	×	
第53条	第1項	○	○		○	×	第53条第2項
施行細則第20条第1項第4号		○	○		○	×	第4条の3 第2項
第5号		○	○		○	×	

※法第43条第2項第1号の規定による認定を受ける建築物は、条例第47条第1項に規定するもの（法施行規則第10条の3第3項に規定する一戸建の住宅に付属する自動車車庫で、その用途に供する部分の床面積の合計が50㎡を超え150㎡以下のものに限る。）に対する適用に限られます。

凡例 ○：許可対象（經由規定を満たすものに限る。）  
 A：各用途に供する床面積  
 ×：許可対象外